

業務委託契約書附属条件(土木設計等業務)

(趣旨)

第1条 この附属条件は、業務委託契約書別添の土木設計等業務委託契約約款（以下「約款」という。）の条項の取扱いに関し必要な事項及び業務委託契約の履行に当たり必要な事項を定めるものとする。

(管理技術者)

第2条 約款第10条第1項の規定により定める管理技術者は、設計図書に特段の定めがないときは、次の各号に掲げる業務の種類に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、第2号から第5号までに掲げる業務にあつては、業務委託料が500万円未満で、かつ、その業務の履行に関し支障がないと発注者が認めた場合については、受注者が定めた者を管理技術者とすることができるものとする。

- (1) 測量 測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定による公共測量に該当する場合にあつては測量士（同法第49条の規定により登録された者）、測量法施行令（昭和24年政令第322号）第1条の規定による局地的測量又は高度の精度を必要としない測量に該当する場合にあつては同法第51条各号のいずれかに該当する者
- (2) 土木関係コンサルタント業務 技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により登録を受けた者）、RCCM（社団法人建設コンサルタンツ協会のシビルコンサルティングマネージャ資格制度施行規程第8条第1項の規定により登録を受けた者）又は土木関係コンサルタント業務に係る技術者として大学及び高等専門学校卒業の者にあつては20年以上、高等学校及び専門学校卒業の者にあつては25年以上の実務の経験を有する者
- (3) 地質調査業務 技術士（技術士法第32条第1項の規定により建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）の登録を受けた者）、RCCM（シビルコンサルティングマネージャ資格制度施行規程第8条第1項の規定により地質部門又は土質及び基礎部門の登録を受けた者）又は地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第3条第2号イ若しくはロに該当する者
- (4) 補償関係コンサルタント業務 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第3条第1号イ若しくはロに該当する者又はこれらの者と同等の知識及び能力を有する者
- (5) 第1号から前号までの業務を複数含む業務 受注した業務の主たる部分の業務に係る前各号に定める者

(前金払)

第3条 約款第35条の前払金の支払いについて、東日本大震災の被災地において前金払の割合を引き上げる特例について、割合を変更の上、継続されることに伴い、約款を次の各号のとおり読替え適用する。

- (1) 第1項及び第4項に規定する前金払の割合を「10分の3」とあるのは「10分の3.5」に読み替える。
- (2) 第5項に規定する業務委託料が著しく減額された場合の前金払の割合を「10分の4」とあるのは「10分の4.5」に読み替える。
- (3) 第6項に規定する割合を「10分の4」とあるのは「10分の4.5」に読み替える。